

湖西市空家等対策協力事業者情報提供実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、空家化の予防、空家等の適切な管理、流通、利活用及び除却その他の空家等に関する対策（以下「空家等対策」という。）に係る業務を提供することができる事業者の情報を登録し、協力事業者として当該情報を空家等に関する悩みを持つ所有者又は管理者その他の関係者に提供することにより、空家等対策に取り組むための環境を整備し、空家等対策の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 現に継続して使用されていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家等について所有権その他の権利を有する者又は空家等を管理する者をいう。
- (3) 協力事業者 空家等対策に係る業務を提供することができる事業者として、第5条の規定により登録された者をいう。

（対象業務）

第3条 この要綱の対象となる業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 売買・賃貸の仲介
- (2) 空家の買取・再販
- (3) 修繕・改修・リフォーム
- (4) 家財処分
- (5) 建物・庭の管理・見回り
- (6) 草刈、剪定、伐採、除草
- (7) 害獣・害虫・ハチの巣駆除対応
- (8) 解体
- (9) 相続
- (10) 登記
- (11) 調査（鑑定・測量）
- (12) 店舗の取扱（売買・賃貸の仲介）

- (13) 事務所の取扱（売買・賃貸の仲介）
- (14) 倉庫の取扱（売買・賃貸の仲介）
- (15) 工場の取扱（売買・賃貸の仲介）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が空家等対策の促進に資すると認める業務

（登録要件）

第4条 協力事業者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録を受けようとする業務について、法令に基づく免許、許可、認可、登録その他の資格が必要な場合は、当該資格を有していること。
- (2) 湖西市内又は湖西市に隣接する市町に本店、支店、営業所その他の事業拠点を有していること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 登録を申請する日前5年以内に、登録を受けようとする業務に関して法令等に基づく重大な処分を受けていないこと。
- (4) 湖西市税を滞納していないこと。
- (5) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (6) 湖西市が行う入札参加停止その他これに類する措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 第11条の規定に基づき登録を取消された日から2年を経過していない者でないこと。
- (9) 空家等対策に係る業務について、誠実かつ適切に対応することができること。

（登録申請）

第5条 協力事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湖西市空家等対策協力事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 免許証、許可証、登録証その他の資格を証する書類の写し
- (3) 法人にあっては、法人の登記事項証明書

- (4) 個人にあっては、住民票の写し
- (5) 業務内容、料金の目安、対応地域その他登録情報が確認できる書類
- (6) 市税の滞納等がない証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された書類のみでは登録要件を確認できないときは、申請者に対し、必要な書類の提出又は説明を求めることができる。

(登録の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、湖西市空家等対策協力事業者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、湖西市空家等対策協力事業者登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、登録しないことを決定したときは、湖西市空家等対策協力事業者登録却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(登録事項)

第7条 登録名簿に登録する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者名及び代表者名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- (4) ホームページのアドレス
- (5) 対応する業務の種類及び内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する事項のうち、所有者等が協力事業者を選定するために必要な情報を、市のウェブサイトその他適切な方法により公表するものとする。

(登録期間)

第8条 登録の有効期間は、登録を決定した日の属する年度の末日までとする。

2 情報登録事業者の登録の有効期間満了に際して、当該事業者が第4条の規定に適合しているときは、当該登録を1年延長するものとし、この更新は自動的に行うものとする。

3 第4条から第6条までの規定は、前項の更新について準用する。

（登録内容の変更）

第9条 協力事業者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに湖西市空家等対策協力事業者登録事項変更届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（申請による登録の取消）

第10条 協力事業者は、登録を取消しようとするとき、又は第4条に規定する登録要件を満たさなくなったときは、速やかに湖西市空家等対策協力事業者登録取消届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（市長による登録の取消）

第11条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消しことができる。

- (1) 第4条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 虚偽又は誤解を招く説明、表示若しくは広告を行ったとき。
- (4) 強引な勧誘その他不適切な営業活動を行ったとき。
- (5) 所有者等に対し、不要な業務又は契約を強要したとき。
- (6) 故意に見積金額、料金、契約内容その他重要な事項について事実と異なる説明をしたとき。
- (7) 社会通念上著しく不適当な料金を請求したとき。
- (8) 所有者等の個人情報等を不適切に取り扱ったとき。
- (9) 市の信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (10) 市長から求められた報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、協力事業者として不適当又は不誠実であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、湖西市空家等対策協力事業者登録取消通知書（様式第8号）により、当該協力事業者に通知するものとする。

3 登録を取り消された者は、取消の日から2年間、登録の申請をすることができない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(協力事業者の責務)

第 12 条 協力事業者は、関係法令を遵守し、所有者等からの相談及び業務の依頼に対して、誠実かつ適切に対応しなければならない。

2 協力事業者は、業務の内容、料金、契約条件その他必要な事項について、契約の締結前に所有者等に対して十分に説明しなければならない。

3 協力事業者は、この制度に登録されていることをもって、市が当該協力事業者又はその業務内容を保証し、若しくは推奨していると誤解させるような表示又は説明をしてはならない。

4 協力事業者は、業務上知り得た所有者等の個人情報その他の情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に提供してはならない。

5 協力事業者は、市長から登録業務の実施状況その他必要な事項について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(情報提供)

第 13 条 市長は、登録名簿を市のウェブサイトで公表するとともに、所有者等から求めがあったときは、協力事業者に関する情報を提供するものとする。

2 市長は、特定の協力事業者を所有者等にあっせんし、又は推薦するものではない。

3 所有者等は、自らの責任において協力事業者を選定するものとする。

(契約等)

第 14 条 業務の内容、料金、履行条件その他必要な事項については、所有者等と協力事業者との間で協議し、決定するものとする。

2 市は、前項の協議、契約及び業務の履行について関与せず、これらに関して生じた損害、紛争その他の問題について、一切の責任を負わない。

3 協力事業者は、所有者等との間に苦情又は紛争が生じたときは、自らの責任において誠実に対応し、その解決に努めなければならない。

(調査等)

第 15 条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、協力事業者に対し、業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。